

◆16番(下市香乃美君) 皆さんおはようございます。

傍聴席の皆さん、またテレビの前の皆さん、市政に関心を持っていただきまして本当にありがとうございます。

きょうも朝からいいお天気です、この時期紫外線が強くてとっても気になります。前回の議会で質問をさせていただいておりますが、先日ある小学校の校長先生から、ことしはプールサイドにテントを置いたよという話を伺いました。できるところから工夫をして実行していくことがとっても大事だと思った次第です。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、安心・安全なまちづくり、高齢化と市営住宅についてお尋ねします。

住みなれたまちでいつまでも安全、安心、快適に住み続けたいというのが、私たち市民の共通した願いです。このような願いを実現するためには、住宅やそれを取り巻く居住環境と福祉と地域コミュニティなどを総合的にとらえたまちづくりを進める必要があります。中でも、人間にふさわしい居住の実現が福祉の基礎であり、福祉そのものだと考えます。

2月議会において、私は、高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度についてお尋ねしました。民間賃貸住宅で高齢者が安心して暮らせるよう福祉部局とも連携をしていきたいという都市整備局長の答弁がありました。

そこで、今回は市営住宅についてお尋ねしたいと思います。

市営住宅の管理戸数は、108団地、5,389戸、ざっと1万人以上の市民の方が市営住宅に入居されていると推測されます。ことし1月現在で、市営住宅に入居している65歳以上の方が2,510人、75歳以上の方が1,025人、そしてそのうちの約半分がお一人暮らしというふうになっています。

市営住宅における高齢化率を推測してみますと、全体で約25%程度と考えられます。その中で、高島団地を調べて見ますと32%となっていて、3人に1人が高齢者。この割合は、牧山・小串・足守学区などと同じくらい高いということがわかりました。

また、1965年以前に建てられた市営住宅は、全体の約4分の1、1,300戸あります。バリアフリーはおろか、その老朽化が心配されます。

政府は6月1日、バリアフリーに関する関係閣僚会議を首相官邸で開き、高齢者や障害者への障壁を取り除くため、市町村ごとに整備状況を数値化した目標を策定、公表することを柱としたバリアフリー化推進要綱をまとめました。

特に住宅に関しては、高齢者等に配慮した仕様の標準化等により公共賃貸住宅のバリアフリー化を図る、高齢者向け優良賃貸住宅の供給等により民間住宅のバリアフリー化を推進するとなっています。

そこでお尋ねします。

市営住宅の高齢化について、どのように認識していらっしゃいますか。その対応策として、どのようなことが必要だとお考えでしょうか。

6月2日の建設委員会で、岡山市の住宅整備(大規模団地)基本方針が示されました。今後は市営住宅をつくるだけでなく、生活をつくっていくという考え方には賛同します。しかし、住宅の整備が住宅の老朽化や、地域や団地そのもの高齢化に追いつかない現状にあると思います。住宅整備の基本方針を現在の市営住宅の中にできるところから生かしていきたいと考え、以下質問します。

まず、老朽化や高齢化が進んだ市営住宅については、岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例の設計支援委員会に諮り、バリアフリーに関する提言をもらい、できるところから住宅の改善を順次進めていくときではないでしょうか。

次に、高齢化や施設設備の老朽化は、1960年代にできた、いわゆるニュータウンでも同じような状況にあります。大阪の千里ニュータウンでは、団地内の空き店舗をカフェ風に改装し、住民みずから運営する小さなたまり場が盛況のようです。退職したサラリーマンや子育てを終えた主婦たちも交え、新しい人間関係を築き、コミュニティが復活しているそうです。この考え方をぜひ岡山の地でも活用し、市民協働の事業としたいものです。

そこで、現状の市営住宅でも空き室等の利用により、たまり場の設置や高齢者が気軽に相談できる場所、生活交流施設及び生活便利施設をできるところから始めてみるお考えはありませんか。

次に、住宅リフォームについてお尋ねします。

介護保険の住宅改修費の支給は、昨年は2,262件、一昨年は2,509件ありました。また、岡山市には独自の施策、すこやか住宅リフォーム助成制度もあります。すこやか住宅リフォームは、1993年から始まり、2000年の介護保険制度導入や2002年3月の内容改正後も相変わらず市民の利用は多く、ここ数年は毎年200件ほどの助成をしています。

介護保険の住宅改修費や住宅リフォーム助成制度は、市営住宅でも利用できますか。

介護保険の住宅改修費の市営住宅関係は、二、三%です。すこやか住宅リフォームの15年度の市営住宅分は5件で、これを割合にすると0.25%と非常に少ないんです。これらの市民への周知方法について御説明ください。また、市営住宅にお住まいの方への周知はどのようにされていますか。

住宅リフォーム助成制度は、介護保険適用者以外の60歳から64歳の方や、身体障害者手帳1級、2級で日常生活で介助を要する方も対象者です。それぞれの申請方法とその周知方法について御説明ください。

次に、高齢者のお一人世帯がふえると最も心配なのが、何かあったときです。1人でお暮らしの高齢者の万が一の場合に備えるため、緊急通報システムの貸与・給付があります。市内居住の3人の近隣協力員が必要なのですが、見つからないために利用できないということはないでしょうか。

次に、市営住宅の戸数についてお尋ねしたいと思います。

市営住宅の申し込み入居については、13年度までは年1回の抽せん、14年度からは部屋別の年3回の抽せんに変わりました。このことにより、倍率は13年度の5.6倍から14年度平均では14.5倍と上がりました。しかし、部屋により倍率の差は1倍から66倍と大きく開いています。将来のことを考え、どうしても市営住宅への入居を望む方は、何回も何回も抽せんに応募している状況にあります。

公平性の観点からして、応募の状況を把握した上で、例えば10回以上応募した方については何らかの配慮をする必要があると思いますが、いかがですか。

市営住宅の戸数の基準についてのお考えをお示しく下さい。また、現状の戸数で十分とお考えでしょうか。

県営住宅などの公的賃貸住宅の募集状況、相談体制、整備等の連携はどのように進んでいますか。

市営住宅の戸数を確保するための方策として、民間住宅の借り上げという考え方もあるかと思えます。当局の御所見をお伺いします。

次に、学校の安全と学校給食についてお尋ねします。

まず、学校支援ボランティアの活用と学校の安全についてです。

教育委員会は、学校支援ボランティア参加者のアンケート結果を公表しています。市民の皆さんから、休日や夜間の活動があるなら参加したい、学校からこんなことをしてほしいという情報の発信をホームページやメールでしてくれないか、学校の依頼状況を登録側からインターネット上で閲覧できるようにしてはどうか、情報交換の場と機会をふやしてほしいなどがあります。今、学校が必要としているボランティアの情報を素早く手に入れることができれば、子どもたちのためにもっともっと動きたいと言っていると思います。

そこで、岡山市のトップページからすぐに学校支援ボランティアのページに行けるようにすること、学校・園からの募集内容等をホームページへ載せること、学区別・分野別の検索ができるようにすることなどを盛り込み、ホームページを改善するお考えはありませんか。

また、ホームページやインターネット、メールマガジン、ファクスなどを用いて、情報と人をつなげるシステムをつくっていくお考えはありませんか。

できることなら何でもしますよと温かい市民の声が学校に向けられていることは大変ありがたいことだと思います。大野小学校に不審者が侵入するという事件がありました。春休み中で幸い子どもがいなかったのが大事にならずに済みました。最近、こうした幼児や児童をねらった犯罪がふえています。旭竜小学校では、PTAや交通安全母の会、地域ボランティアの皆さんの計画で防犯ブザーを全児童に配ったという話も聞いています。また、他府県では、学校内に常駐として警備員を配置したところもあるようです。

そこで、学校の子どもの安全のために学校支援ボランティアとして授業中の学校内の監視・巡回をしてもらうのはどうでしょうか。もう既にこのような学校支援ボランティアを取り入れている学校はありますか。また、全市で取り入れるお考えはありませんか。

次に、学校給食についてお尋ねします。

先日、有井議員から給食費の滞納についての質問があり、教育長は滞納はありますと答弁されました。学校給食は、教育の一環として行われていますので、その対応は慎重でなければならないと思えます。

そこでお尋ねします。

給食費の滞納について、全市的な調査を行っていますか。その調査結果を御説明ください。保護者への情報提供をすべきと考えますが、いかがですか。

学校給食費は、公金ではなく、学校が徴収し会計を管理する学校徴収金です。このお金の督促を教員が行い、学校長が全校分をまとめて給食の食材費を業者に払っています。悪質な場合には公金とみなして特別徴収班に引き継ぐことはできませんか。

次に、学校給食牛乳についてお尋ねします。

5月28日の山陽新聞に、5月26日津山市内の中学校で一部生徒が牛乳の味がおかしいと言っているという報告が津山市教委にあり、津山市内の小・中学校合わせて126人の生徒・児童が腹痛や気分の悪さを訴え、うち52人が医療機関で診察を受けたと発表したとの報道がありました。

学校給食牛乳は、岡山県が県内を36のブロックに分けて実施しており、岡山市内にも同じ業者の牛乳が提供されていました。同じ業者のブロックにある岡山市内の小・中学校の状況はどうだったのでしょうか。5月28日には生活衛生課から健康状態に関するアンケートをとっています。その結果もあわせて御説明ください。

延べ6日間牛乳がとまり、6月7日から別の業者で牛乳が再開されたようです。この間、保護者の方は子どもたちの健康を、事実経過を随分と心配しています。教育委員会は、この間の状況をどのような方法で学校に周知し、指導しましたか。また、保護者への情報提供についてどのように指導されましたか。

教育委員会は、牛乳が提供できないことについて、児童・生徒の水分補給の面、栄養補給の面でどのようにお考えだったのですか。どのような理由から代替食品を提供することを考えなかったのでしょうか。

今回の件は、岡山県全体で5万人、市内だけでも1万4,000人に及ぶ子どもたちに影響を及ぼしました。その対応は、各学校の判断に任せられました。

学校給食の実施者は岡山市ですが、運営面は各学校に任されています。学校給食運営委員会を活用して、食材のことや緊急時の対応について話し合うべきではありませんか。また、この間の学校給食牛乳を取り巻く状況について、教育委員会が保護者に情報提供をするべきだと考えます。御所見をお伺いします。

次に、児童の放課後のことについてお尋ねします。

学校、幼稚園、保育園そして児童クラブもそれぞれ危機管理マニュアルを作成しています。危機管理は、それぞれの学校・園の対応と地域との連携、保護者への説明が大切だと考えます。特に放課後の子どもたちについては、教育委員会と保健福祉局の連携が大切です。

そこでお尋ねします。

教育委員会と保健福祉局の連携はどのような体制をとっていますか。

中学校区内を単位にして、小・中学校、幼稚園、保育園、児童クラブが横のつながりを持つ必要があると思えます。どのようにお考えでしょうか。具体的にどのようにして連携をとっていますか。

幼稚園や保育園は、緊急の場合においても基本的には保護者が迎えに来ることを想定しています。学校は、緊急時の対応として集団下校を考えています。緊急の場合、正確な情報が何よりも大切です。学校が集団下校をさせるときの保護者への連絡はどのようにお考えですか。

緊急対応マニュアルには、特に障害児への配慮が挙げられていないようです。特別支援教育が推進されていくとき、緊急時のことを考え、マニュアル化する必要があると思えます。御所見をお伺いします。

次に、公園についてお尋ねします。

5月24日の山陽放送で、百間川河川敷の公園の木の遊具やウッドデッキのとげについての指摘があったり、5月30日の山陽新聞には、「公園遊具の修繕手回らず」という記事があったりと、このところ公園遊具の危険が多く指摘されています。岡山市には、大小合わせて1,205カ所の公園があり、そのうち愛護委員会がある公園は、約半分の608カ所になっています。

市長の提案されたリブコム審査基準の中にもコミュニティーの関与ということがあり、身近な公

園の維持管理やプランづくりに市民がかかわることが重要です。ボランティア団体に限らず、身近な公園の安全点検や維持管理、公園のプランづくりにかかわる方を公募し、市民協働を一步進めてみませんか。

また、遊具の破損に気がついた方がすぐに連絡できるように、連絡先の電話番号を公園内のよく見えるところに設置してはいかがでしょうか。

百間川河川敷は、管理を公園協会に委託しています。5月に遊具の一斉点検を行ったそうですが、その結果はどうだったのでしょうか。現在までの修繕の状態についてお示しください。

民間開発による3%緑地としてできた小さな公園で市に移管されていないものがまだまだあり、こういう公園の老朽化も進んでいて、危険な遊具が放置されたままなのが気になります。市への移管を促す啓発はできませんか。

また、このような小さな公園は、都市部周辺などの宅地やマンション開発などによってまだまだふえています。新しい民間開発などで公園ができる場合、同じような時期に何カ所も公園が分散することのないような歯どめは考えられないでしょうか。

次に、法令遵守に関連して外部からのチェックをとということでお尋ねします。

最近発生した問題事例として、小規模工事の架空施工や過大支出など、笠井山霊園清掃委託業務の不正入札、市税滞納者リスト廃棄事件における個人情報流出があります。

市は、それぞれの事件に対して担当者の責任問題としてその処置を行っていますが、そこには組織としての機能が働いていないことに真の原因があるはずで、市長は、この問題に取り組む決意として、市の組織にコンプライアンスの理念を確立すると表明し、ことし4月、行政執行適正化推進課を設置されました。

まず、組織の体質の問題です。現状の実態の把握が必要だと思います。問題の発見は、すべて外部からの指摘により始まったもので、担当部署みずからの発言ではありません。この際、それぞれの部署でみずから見直すことで問題点を洗い出し、公にすることがこの改善推進の第一歩だと思いますが、いかがですか。

それぞれの事件には、なぜそんなことになったのかという原因があり、またその背景にあるものも違います。原因とその背景を明らかにしないと有効な対策ができません。当然のことですが、担当した職員がそのことを最もよく知っていることなので、真の原因は何か、それぞれの現場でまずこれを追究すべきと思いますが、いかがですか。

公正な行政執行の推進のための職員研修が挙げられています。研修は階層別に行うようですが、講義型ではなく、自己研さん型が必要だと思います。この研修結果も公表すべきと思いますが、いかがですか。

行政執行適正化推進課の仕事は、公正な行政執行の確立を目指して、各課、各職員が不断に職場改革することに対してさまざまな相談・支援を行うコーチ役としています。行政執行適正化推進課からの積極的な働きかけが必要だと思います。全職場に、現状把握、ふぐあいの発生した原因と背景を調査、分析することを指導してほしいと思いますが、いかがですか。

今回の不祥事で、行政当局は市民の信頼を大きく裏切りました。当局は、その対策として組織の内部に改善組織を設置しましたが、これだけで問題解決に、市民の信頼を取り戻せるでしょうか。この問題に取り組むには、さらに外部による監視機能が必要だと思います。

スウェーデン型のオンブズマン制度は、議会に設けられた公平な調査官という位置づけです。最も重要な特色は、その調査権限にあり、勧告に強制力のないオンブズマンに行政が従うのはだれもが納得せざるを得ない説得力を持つからだとされています。

公的オンブズマンは、現在日本で20以上の自治体で組織され、設置されています。問題は、自己の発意により事案を取り上げ、調査することが担保された組織であることです。市民の信頼を回復するために、住民協働型の組織を立ち上げてはどうですか、御所見をお伺いします。

次に、小規模工事の制度改正後の状況についてお尋ねします。

小規模工事は、ことし1月から制度を改正しました。その契約状況は、昨年同期と比べると621件減り、金額は5億1,100万円減っています。その理由として、小規模工事から指名競争入札や単価契約に移ったことが挙げられています。しかし、設計図書の前作成等の解約手続を遵守することにより、発注可能な件数が減少したことは間違いありません。小規模工事は、生活に密着した市民からの要望にこたえるものです。このような状況が続くことは、市民サービスの観点から考えて好ましい状態とは言えません。特に、経済局では工事のできる期間は限られています。市民要望の積み残しがどんどんふえていきます。このような状況をどのように改善していきますか。

各局で目標となる年間計画を立て、その目標達成のため必要となる施策を実施していくべきではありませんか。

次に、合併についてお尋ねします。

第3回目の法定協議会があり、私も傍聴しましたが、その中で灘崎町や御津町から、すべて同等の立場で話し合っていくのではなかったのか、同等の概念について説明してくれという意見が出されました。

また、灘崎町から、合併方式や合併期日に関する提案に対し、委員同士、議会と事前協議ができていない、継続審議にしてくれないかという意見がありました。議長はそのまま議決に移りました。その後、休憩に入ったんですけれども、こういうやり方は信頼関係を損なうのではないかと思います。継続審議という申し出に対して、その他の委員の意見を求める、意見が出尽くしたなら継続審議の取り扱いに対して採決をし、皆さんの意思を確認し、そして次に移る。そうすることが平等な立場で議論をすることではないかと考えます。御所見をお伺いします。

次に、在任特例についてお尋ねします。

先日、亀井議員の在任特例に対する市のスタンスについての質問で、天野局長は、慎重に耳を傾け、ともに新しいまちをつくる選択をしたいと答弁していますが、これでは岡山市の立場がよくわかりません。

そこで、改めて質問します。

在任特例について、岡山市としてはどのようにお考えでしょうか、市民によく理解していただけるように御説明ください。

また、御津町、灘崎町が在任特例を主張する理由は何だとお考えでしょうか。

次に、乳幼児医療費についてお尋ねします。

岡山市は、来年1月から4歳児未満まで乳幼児医療費を引き上げることになりました。しかし、まだ他町との差があります。亀井議員の質問に対し、長島局長は、今後事務調整をし、専門部会で議論

し、法定協議会上げると答弁されました。合併までに1市2町で歩調をそろえますか。また、合併した後は、県の補助金はどうなりますかお伺いします。

次に、下水道事業についてお尋ねします。

田畑議員への答弁で、下水道局長は、任意協議会の議論を尊重し、各市町の計画に基づき実施していくと答弁されました。現在、岡山市では、当面新規の農業集落排水事業は行わないことにしています。合併した後、地域によって下水道計画は異なった考え方で進めていくということですか、お尋ねします。

次に、御津町、灘崎町の不安は、今後のまちづくりに対する不安だというふうに考えます。それを解決できるのが都市内分権の考え方ではないでしょうか。

群馬県では県が主体になって、地域のことは地域住民みずからが解決するという住民自治の基本に立って、小学校区単位の小さな自治がモデルケースとして実行に移されようとしています。市町村が持っている権限を委譲すること、市町村の職員を推進のために配置するなど特色ある提言がされ、試されようとしています。

岡山市でも、そういった行政と住民の協働を推進していくべきではないかと考えます。

ことし5月、合併関連3法が成立し、改正地方自治法では、地域自治区を設置できるようになりました。政令市を目指す今回の合併の経過からしても、また都市内分権構築の第一歩として、この地域自治区を設置するよう検討してはいかがでしょうか。

地域のことは地域で解決する仕組みとは、地域への自治の分権と地域コミュニティの構築がセットだと思えます。地域自治を構築し、進めるには、住民みずからの責任を果たすことが必要になり、住民自身の意識改革、組織化も必要で、大変な作業であり時間もかかると思えます。これを機会に、都市内分権の岡山市のモデルを構築するべく、当局、市民、議員を含めたしっかりした組織を立ち上げることを提案します。御所見をお伺いします。

最後に、図書館についてお尋ねします。

図書館整備実施計画は、14年5月に建設計画及び情報化についての見直しを行ってから丸2年がたちました。東部地区から始めることになっていますが、少々おくれぎみで、今年度は東部地区図書館説明会の予算として15万円が計上されています。

図書館建設においては、社会の変化を的確にとらえ、利用者の要求・要望を取り込んだプランがどうしても必要であり、住民が求める図書館とは一体どんな図書館なのかということの調査も必要だと思えます。住民の要求は、一度にすべてがあらわれるものではありません。住民とともに歩み、成長していこうとする姿勢や、その意識、態度がとても大切だと思います。この時期に、住民の意見をいっばい聞き、住民と行政と一緒に図書館をつくるんだという意識を醸成して、住民が求めるすべての資料と情報のアクセスを保障する図書館として、またそのまに、地域に合った図書館として市民協働でつくり上げていくべきだと思います。御所見をお伺いします。

東部地区の基幹となる地区図書館の具体的な建設計画に着手すると14年5月の図書館整備実施計画にあります。14年2月から3月にかけて行ったパブリックコメントでも、早期の図書館を建設してほしいという意見が最も多かったのです。

2年が経過した今、建設年度を含む建設計画を公表するときではありませんか。

東部地区図書館整備を主体的に担っていく人をそろそろ決める時期ではないでしょうか。その方を中心に、説明会も開いてほしいと思えます。

説明会は、いつごろ、また何回ぐらい開く予定でしょうか。地元への周知はどのようにお考えでしょうか。

1997年の土地開発公社が取得した図書館用地を御存じでない方がふえてきました。ぜひ「東部地区図書館建設予定地」という看板を設置してください。お考えをお示してください。

これで第1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

P. 215

◎市長(萩原誠司君) それでは、下市議員の御質問に逐次お答えいたします。

市営住宅における高齢化対策については、我々も強く認識をしております。既に、例えば高島エリアにおいて地域の方々や相談をしながら、コミュニティ関連施設や在宅介護支援機能をあわせた複合化といったことも考えながら、ハード・ソフト両面からの対策の可能性を探っているところであります。

また、設計支援委員会の活用につきましては、平成8年度に岡山市営住宅バリアフリー化リフォーム事業実施要領を定めておりますが、設計支援委員の方々のお持ちの力量というものは大変高いんですけども、市営住宅の高齢化については、例えば周辺の民生委員の方とか、そういう方々の声というものも非常に重要になってきますので、私としては地域の声をしっかりと聞くことをまずは優先しなければならないというふうに思います。

また、生活交流施設、生活利便施設についても、先ほど申し上げました今後の市営住宅のあり方の中で、今具体の検討に着手しようとしているところでございます。

それから、市営住宅についてリフォーム等が活用できるかってことなんですけども、市営住宅については、介護保険の住宅改修費の支給制度も、あるいは岡山市のすこやか住宅リフォーム助成制度も、実は適用可能であります。ただ、実際やるときは、市の持ち物ですから工作物設置申請をしていただきまして、それなりの手続の中で安全面・構造面での確認を行っていただく必要があるということでもあります。

それから、同じような関係のバリアフリー化リフォーム事業の適用可能性があるかどうかでございまして、市営住宅のバリアフリー化リフォーム事業の対象となるのは、平成4年以前に建設された市営住宅に入居しておられる世帯の中で、年齢が60歳以上で、さらに日常生活を営む上で介助を必要とする方、あるいは身体障害者手帳の交付を受けた視覚または肢体に障害がおりになって、そして日常生活を営む上で支障があるという方など、こういう方の限定があって、その中で申し出ということで、必要性を点検した上で着手をするということでもあります。

内容的には、浴室のドアの改修でありますとか、おトイレの変更とか、幾つかの手すりの問題とか、そういったところをやる。結構いい物が予定されている状況であります。

そして、こういったリフォーム制度全体についての周知につきましては、市営住宅、持ち家等の区別なく、リーフレットの配布、ホームページへの掲載、あるいは「障害者のしおり」というようなの

がありますけれども、そこへの掲載等それなりの周知がなされているところでもあります。

また、別途ケアマネジャーの方々にも制度の周知をすることが非常に有効でございますので、こういった方からもお話を申し上げてますし、また住宅リフォーム助成制度の申請方法につきましては、福祉事務所または在宅介護支援センターへお越しいただくとか、電話で御相談をしていただくということ、さまざまな方法があります。そういったしますと、職員が訪問調査をさせていただいて、その後、訪問調査のときにいくつかのアドバイスをしますけれども、アドバイスに応じて申請書を出していただいて、そして具体的な話に移っていくということでもあります。

高齢者の方の方が一の場合っていうことで緊急通報システムがあるんですが、通報してもだれも来んかったら困るっていうことで、御近隣の方に近隣協力員ということでも3人を目安にお話をしているんですが、まあやっぱりこれは目安でありまして、その方々の安全のことを考えると、2人だからどうしてもいけないというようなことを言うたんじゃあ、なかなかこりゃあ制度が進みませんから、その辺は柔軟に考えなければならぬというふうにも思っています。

それから、市営住宅の選考ということで、さまざまな優先制度を設けています。10回以上応募というふうなことで、これも確かに10回外れたらかわいそうだなと私も思います。ただまあ、これは難しい問題です。だれかをさらに優先すると、ほかの人たちの優先度が下がるってだけの話でしてね、総供給が一定なものですから。ただ、確かにそういうことだなあという気もしますんで、今後の検討課題にはさせていただかなければならぬというふうにも思っています。

総供給については、いろんな問題があります。基本的には最後はバランスしてですね。岡山市は空き家もありますしね、バランスをしている状況であります。その中で公的セクターがどこまでの役割を果たすか、これはいろいろ難しい問題があります。当面は、私どもとしては岡山市の総住宅供給に対して総住宅需要がまだまだ十分でないという状況を念頭に置いた対応というものをとっていかなくちゃならない、さように考えているわけでもあります。

県住との関係でありますけれども、県住との関係につきましても、いろんな関係があります。一つには、県住の方々も岡山市民ですから、当然御町内とか民生委員とかにさまざまな地域福祉の対象として連絡をとり、また御相談をしておるところであります。岡山県の住宅供給公社と私どもの住宅管理課では、双方の同居案内情報をお互いに備えつけて同居希望者の方々に説明、配布をする等さまざまな形で連携をとってきていますけれども、今後ともいろんな連携が必要なんだが、特に重要なこととしては、県住の改築ってのが考えられてる箇所があるんですね。そういったところを一体どうするかというところについては相当綿密な対応というものが必要であり、具体的に検討していかねばならないというふうにも思っております。

民間の借り上げっていうのもいろいろパターンとしてある、やり得る手法ではありますが、こちらについては負担とそれから利便性の問題、さまざまな論点から今後ゆっくり検討していきたいと思っております。

P. 216

◎助役（井口 義也 君） 法令遵守に関してまして、小規模工事の進め方という御質問でございます。2点ございますが、これにつきまして一括して御答弁させていただきたいと思っております。

小規模工事につきましても、やはり工事の発注という部分で、他と同様に、限られた人数、体制の中で進めていく必要がございます。それから、契約事務手続、これを遵守することが当然ございまして、そしてやはり目的というのは、岡山市民のニーズに的確、迅速にこたえていくと、こういうことがやはり基本であるというふうにも思っております。

したがって、当然要望箇所とこの状況というものを的確に把握いたしまして、そして優先順位づけ、さらに発注方法の検討、こういったものを行いまして、効率的で計画的な事業執行、これを行ってまいるといふ原則、これにのっとりまして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

P. 216

◎市長（萩原 誠司 君） 皆さん御苦労さまでございます。また先ほどは垣下議長の御母堂御葬儀、御苦労さまでございました。何と云っても母というのとは大切であり、偉大なんだということを改めて実感させ、また心からこの場をかりて御冥福をお祈りいたします。

さて、公園でございますけれども、このところたくさん問題が点検等によって発見をされておりまして、身近な公園につきましても、その安全点検等を行うこと、あるいは日常的な監視を行うことっていうのは本当に重要でございます。愛護委員の方々や地元のボランティアの方々非常に大切な役割を果たしていただいているわけでありまして、お尋ねのように、地域の方々が市民協働で公園を守るということは大変大切であり、また今までも随分やってきておりますけれども、河川事業ででかいやつについてはなかなかそれがいかないものですから、少し工夫をして頑張っていこうと思っております。

それから、破損の連絡については、公園の管理マニュアルを強化しようということで議論が進んでおりますが、従来の管理看板にあわせて、市と委託業者の電話番号も表示しようということで、恐らくその方向で調整がつくと思っておりますが、最終段階でありますので御容赦願いたいと思っております。

それから、5月に一斉点検を行いました河川敷でございますが、3日間、5月11日から13日にやりました。結果としては、67基の遊具等があるんですが、危険性が高く、これはもうおえんということで撤去したものが2基、修理をしたものが4基、それから修理中のものが1基、やや劣化の兆候があるので監視を続ける必要があるということで要注意にしたものが10基ということで、残り50基はよからうと、問題なしということでもあります。

それから、民間開発によって公園ができてくるケースでありますけれども、お尋ねのように、これについても幾つかの問題があります。平成9年4月に帰属手続要領の改正がありまして、民間開発によって設けられた公園というものは、完了公告の翌日市に帰属されることが一般的な形となりました。ただ、その前のやつが問題なんですね。平成9年以前のもので、そういう定めがなかったものですから、帰属がはつきりしてないのが散見をされている状況であります。

こういうケースにつきましても、年に3カ所程度の帰属申請がぼつぼつ出ておりまして、これについては市として受けて、老朽化した施設の取りかえ等をやっておりますし、これからも随時受け付けていこうと思っております。ぜひそういうのがありましたら、よろしく願いをいたしたいと思っております。

ただ、本件につきましても、業者の方々にはなるべくしっかりした形で市に引き渡していただきたいということをお望みしたいですね。結局、市民負担になるわけですから、その点もあわせてお願いを申し上げておきたいと思っております。

それから、民間開発の場合も含めて、公園が細切れで分散するっていうのは確かに問題であるというふうに思っております。私もさまざまな形で公園の集約化というようなことを考えておりますし、特に岡山市が行う、あるいは関与できる区画整理等におきましては、そういう方向性がしっかりと堅持できるようにやっておるところであります。今後の成果を御期待いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

P. 217

◎総務局長（広瀬慶隆君） 法令遵守に関連して外部からのチェックをという御質問のうち、行政執行適正化推進課に関連しまして、まず各部署で見直すことが改善推進の第一歩であると、真の原因を職員が追究すべき、また自己研さん型の研修の実施、現状把握、原因とその背景を調査、分析することの指導をという御質問、4点でございます。一括してお答え申し上げます。

公正な行政執行を確立するためには、執行主体である職員自身が問題点とその原因を把握する必要があると思っております。その上で、再発防止や潜在リスクに対応した予防策の展開を行うことが重要でございます。これらの活動は、内部からの改革の意思によって長期的かつ継続的に行われて初めて成果が出てくるものと考えております。したがって、行政執行適正化推進課は、指導するというスタンスではなく、各職員や各課が自主的に再発防止策や予防策を考えることができるような組織環境を整備することが主たる役割だと考えておるところでございます。

その意味で、職員研修は非常に重要でございます。職員研修所の研修と整合を図りながら、体験型、自己研さん型の研修を実施するとともに、その結果につきましては公表してまいりたいと考えております。

次に、法令遵守に関連して外部からのチェックをという質問のうち、公的オンブズマン制度の検討についてでございます。

行政を外部から監視する機能を有する組織として、監査委員及び外部監査委員が制度化されております。また、情報公開制度を充実させているとともに、市民からの意見や提案や要望につきましては、市民の声室で承っております。こうした組織や制度を活用することで、適正な行政執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、合併についての質問のうち、都市内分権に関連しましてお答え申し上げます。

地域自治区の設置につきましては、御津町、灘崎町との法定協議会の中での議論の結果によると思っておりますが、現行の岡山市の範囲内では12の支所があります。また、住民サービスのほとんどを支所で行うことができ、町内会の組織を通じて地域の要望をしっかりと承る仕組みができております。したがって、議員御指摘の地域自治区の設置や岡山市モデルの構築については考えておりませんので、御理解願いたいと思っております。

以上でございます。

P. 218

◎企画局長（天野勝昭君） 合併に関しての中で、2点お答え申し上げます。

同等の立場ということと、それから議員の特例に関してということでございますが、現在協議中でございます法定合併協議会におきましては、自治体の大小にかかわらず、3市町から同数の委員が同等の立場で真摯に協議をしておるところでございます。結論を探り決定していこうとされておるところでございます。

議員の在任特例につきましては、先日の第3回法定合併協議会におきまして、特に両町からは合併後の住民の方々の不安解消の観点ということもございまして、在任特例の意見が多く出されたところでございます。

一方で、定数特例をお考えの意見もございまして、引き続き協議されることとなっております。

今後の協議の中で、各委員の御意見を尊重しながら、新しいまちづくりのための選択を行う必要があると考えておるところでございます。

どのような選択かは、さまざまな角度から考えなきゃならないと思っております。

以上です。

P. 218

◎保健福祉局長（長島純男君） 合併の中で、乳幼児医療費に関しまして2件御質問いただきましたが、この乳幼児医療費助成制度の対象年齢につきましては、ことしの3月に総合政策審議会の保健・福祉部会から、合併後就学前までを目標に取り組むべきだとの答申をいただいております。この趣旨を踏まえまして取り組んでまいりたいと考えております。

また、合併後の補助率についてでございますけれども、引き続きまして岡山市の補助率の復元を強く働きかける一方で、少なくとも灘崎町と御津町につきましては現在の補助率の適用を県に強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 218

◎下水道局長（井上茂治君） 合併についての御質問のうち、下水道事業について、合併した後も地域によって下水道計画は異なった考え方で進めるのかとの御質問にお答えいたします。

合併協議会で新市建設計画の作成作業を行っていく中で、事業提案があり、かつ新市建設計画に位置づけられれば、それに基づき事業を実施していくこととなります。

以上でございます。

◎教育長（玉光源爾君） 学校支援ボランティアの活用と学校の安全についてというお尋ねが3点ございます。

一点は、ホームページの改善ということと、それから分野別検索は、それから情報と人をつなぐシステム、もう一点は学校内の監視・巡回、こういうことは取り組めないかということでありました。

ボランティア情報は、岡山市のホームページのトップページの「生涯学習マナビネット岡山」から発信をいたしております。

学校・園からの活動依頼の掲載につきましては、個人的な情報にかかわる場合もありますので、これはちょっと難しいと思っております。

学別・活動分野別のボランティア検索システムにつきましては、現在検討を進めております。情報と人をつなぐ仕組みにつきましては、中学校区別にボランティアの交流会、登録者の研修会、それから大学生のシンポジウムなどがあるわけでありました。学校支援ボランティアの授業中の学校内の監視・巡回につきましては、この分野での活動希望者がございましたら、これは可能であります。その点は以上です。

次に、学校給食について、給食費の滞納について4点の質問があります。全市的な調査、その結果、それから保護者への情報提供、それから特別徴収班に引き継ぐことはできないかという点であります。

14年度分の調査結果では、半数に近い学校で滞納が生じていないわけでありました。というのは、半数より多いということなんです。全体で約850万円、率にいたしまして約0.3%であります。これは、公金ではなくて、各学校で徴収し、会計を管理するものと位置づけておる関係で、特別徴収班に引き継ぐというところは考えておりません。

悪質な方の場合につきましては、支払い督促とか訴訟、少額訴訟等の法的な措置もこれは考えられるというふうに思っております。今後給食費の会計全般にわたって保護者への情報提供を一層強めてまいりたいと思っております。家庭・学校の役割・責任ということについても確認をしたいと、このように思います。

次に、学校給食での牛乳につきまして8点のお尋ねがあります。岡山市内での状況、それからアンケートの結果、それから学校に周知、指導したかという問題、保護者への情報提供、それから児童・生徒への水分補給の面、それから代替食品を提供することを考えなかったかということ、それから学校給食運営委員会の活用、それからこの間の状況を教育委員会が保護者に経過、情報を説明すべきではないかという8点であります。

一括してお答えいたしますが、市内の23小・中学校のうちの、理由を問わず異常を訴えた9校につきまして、保健所が健康調査を行っております。そのうち、医療機関で受診して異常があったのは1名であります。岡山市の保健所の報告では、岡山市、津山市の小・中学校に提供された牛乳につきまして、異常は認められておりません。

一方、業者からの牛乳の納入の自粛があったわけでありまして、教育委員会としても一日も早く供給再開が必要と考えておいたわけでありまして、別の業者による供給を再開いたしました。

この間、かわりの飲み物を大量に準備するというのは非常に難しい問題でありまして、これに時間を要したわけでありました。当該校には、その都度情報提供を行うとともに、6月7日の牛乳再開前には関係校で説明会を開催いたしました。そして、保護者には各学校から実情に応じた情報を提供しております。さらに、日常的な学校給食運営委員会の活用も働きかけていきたいと、このように思っております。

次に、児童の放課後についてという2点のお尋ねで、連携について2点のお尋ねであります。1点は教育委員会と保健福祉局、もう一点は小・中学校、幼稚園、保育園、児童クラブとの連携についてであります。

緊急時の情報は、昨年度から整備したファクス送信システムによりまして岡山市立の学校のみならず、勤労福祉課、保育課を初め、関係機関に迅速に伝達をいたしております。

また、教育委員会主催の研修会に保育園や児童クラブ関係者も参加する方向で、中学校区における危機管理体制の整備を進めています。

次に、学校が集団下校させるときの保護者への連絡はどのように考えておるかという問題であります。集団下校のときは文書等でその理由や期間を保護者や児童クラブへも連絡をしております。児童クラブの子どもたちは、児童クラブへ帰すようにいたしております。

もう一つ、特別支援教育が推進されていくとき、緊急時のことを考えてマニュアル化する必要があるのではないかと問題であります。

緊急時には、支援の必要な子どもたちに対しまして、各学校・園が整備した危機管理マニュアルによりまして、子どもたち一人一人の課題に合った対応をいたしております。

図書館の問題であります。東部図書館について4点のお尋ねであります。まちに合った図書館として市民協働でつくり上げていくべきではないか、それからパブリックコメントから2年が経過しており建設計画を公表するときではないか、主体的に担っていく人を決めるべきではないか、説明会は、いつごろ、何回ぐらい開く予定か、それから看板の設置であります。

この4点であります。極めて厳しい財政状況の中ではありますけれども、今後埋蔵文化財の発掘調査、それから用地の買い戻し、建設についての設計等順次対応してまいります。時期を見て説明会を開催し、地元関係者を初め、各般からの御意見をとっております。

職員の配置や看板の設置につきましても、もろもろの状況を見きわめながら対応してまいりたい、このように思います。

以上であります。

◎教育長（玉光源爾君） 牛乳給食の部分だったですかね。（「その最後です、最後の部分」と呼ぶ者あり）

ああ、経過ですね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）はい。この点につきましては、再開前には関係校での説明会を開催しております。保護者には各学校から実情に応じた情報を提供しております。

以上です。

〔16番下市香乃美君登壇〕

P. 220

◆16番（下市香乃美君） 早速ですが再質問したいと思います。
まず、市長の方から市営住宅について細かく御答弁いただきました。市営住宅の場合、介護保険でもすこやか住宅リフォームでも、それからもう一つのバリアフリー化でも3つの方法があってバリアフリー化できるんですけども、どこが一番最初に相談に行ったらいいのかがちょっとわかりにくいのではないのかなと思うわけです。それで、住宅の方がそういう相談の一番最初の窓口として、あとの引き継ぎをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それともう一つ、バリアフリー化した住宅なんですが、出ていくときにはまたもとに戻さなくちゃいけないというのが基本のようなのですが、これも必要に応じては、今ごろ手すりとかシャワートイレ、そしておふろのシャワー、あった方がいいということで、また後からつけるということになると二度手間になりますので、その辺はいかがか、重ねてお尋ねしたいと思います。

それと、小規模工事のことです。井口助役から簡単な御答弁がありました。これ、総務委員会に資料として出されていますけれども、この16年の1月から3月、新しい方式になってからなんです、これが昨年と比べて、特に経済局は5分の1なんです、件数がね。もう一つ、1年間、14年と15年を比べるともっとひどくて、経済局は7分の1しかできていないんですよ。こういう状況でいいのかわるか。計画的にやるとお答えになったんですけども、何らかの対策が必要なのではないかと私は思いますので、重ねて御質問をいたします。

それと、公園です。先ほど市長の方から、また御答弁があったんですけども、市民協働でいろんなことでやってるわけですけども、そのことについて工夫して頑張るという御答弁がありました。どういふふうに工夫するのか、もし、御提案があるらしたら、この場でお聞きしたいというふうに思います。

それと、合併です。これ、私は岡山市としてはどういふふうに考えたのかということを知っているんですが、どうも御答弁は、岡山市としてということが伺えないようです。伺えない理由があるんだっただけで……、平等な立場で議論をするというのはこういうことではないかと私は聞いているわけですね。それが違うのか、いや答えられないのか。また、在任特例としてもこうやってこれから議論をしていきますよ。そりゃ議論していくんです。だけれども、岡山市としてはどうなのか。岡山市としての考えが伺えるのか。伺えないんですしたら、伺えない理由を言っていたらいいと思います。

乳幼児医療費です。特に県の補助金なんですけれども、これから働きかけるといふことは、このままではだめだと。御津や灘崎と一緒になれば岡山市の低い率になるということですよ。確認させていただきます。

それで、下水道局長、この間の亀井議員への答弁とちょっと違うんじゃないかなと思ったわけなんです。亀井議員への答弁には、任意協議会の議論を尊重し、各市町の計画に基づき実施していくとお答えになっているわけです。ところが、きょうは、新市建設計画で位置づけられたならと、またこれからの話だというふうな御答弁だったので、再度お願いしたいと思います。

それと、私は、この合併には地域自治区というのか、小さい自治ですよ、小さいところが自分たちの意見をまとめてそれを市政に反映していけるような、そういう仕組み、これが一番大事だと。大きくなればなるほどそういうことが必要ではないかということをおもっています。考えておりませんという御返事だったんですけど、ちょっとそこところはもう少しお考えを深めていただくわけにはいかないかということも再度質問します。

図書館です。なかなか進みません。それで、でもこれからやっていくんだという教育長の御意見はわかったんですけども、せめて「東部地区図書館建設予定地」という看板、これを、お金のことがあるといふんだったら市民協働でも建てることはできないか、そういうふうに思います。

それと、済みません、学校給食のことで、私は教育委員会がこの間の情報を直接保護者にお知らせするべきではないかと。各学校にお任せしているわけですよ。そうすると、各学校から来る情報は、保護者さまさまになってるんです。それを教育委員会がするべきではないかと。ちなみに、津山市教育委員会は保護者あてに通知を出しております。きのう教育長から、情報公開と説明責任ということをやちゃんとやらなきゃいけないという御答弁もありましたので、あわせてお願いしたいというふうに思います。

では、これで2回目の質問を終わります。（拍手）

P. 221

◎市長（萩原誠司君） それでは、下市議員の御質問にお答えいたします。

まず、市営住宅とバリアフリー化、もう高齢者対策ですけども、窓口は最終的には住宅建設の担当者になるんですけども、その間にやはりどうしても福祉サイドの意見が必要なんです。だから、大変申しわけないんですけども、それは逆転してると思います。やはり、福祉サイドが窓口になってお話を聞いて、そして住宅サイドにつなげていくっていうやり方が、実際問題いいんじゃないかなと私も思います。ただ、住宅サイドに話が来たからといって、お断りするのじゃなくて、それはそれで別のところにも回していくような話になると思いますので、よろしくお願ひします。

それから、よくあることなんですけれども、設置したものを撤去するかどうか。これは、ずっとかかってきたような問題がいっぱい公営住宅にありまして、悩んでるんです。中の一部は残っているものもあるし、例えば庭つきのところで、庭に植えた木を切ろうにも切れなくなるとか、そんなものを含めていろいろあるんですけども、まあこれからの課題ですね。原則としては確かに撤去なんです、ただおっしゃるように、手すりや何かは、これがあってもええじゃねえかと、便利ですね。結局、住宅の価値自身が損なわれずに機能が改善しているものがあれば、ちょっと検討してもいいかなっていう気はしないではないですね、確かにね。そういったセンスで、住宅政策についても日進月歩、日々新たな状況に対応しての改革というのは必要ですから、そういった改革のテーマの一つになり得るといふふうに、とりあえずこの場では認識を申し上げさせていただきたいと思います。

それから、小規模での問題ですけども、どういふことが変だと思ひになるかっていうことによるんですけども、これ、もちろん、量的な変化っていうのが、そういう懸念を呼ぶっていうのはわかるんですけども、我々としても具体的に困りのことがあったらぜひ言ってくださいという、農業水利土木員の方とか町内会の方とかに申し上げておまして、それは現に上がってきてます。現に上がってきて、あれだきやあ頼まあと、あれ、お願ひしますという声が上がってきておまして、それに対し

て我々もおこたえをする、そういうことで方針をつくっております。現に、幾つかの案件については議員の方を通じての御要請もありました。だから、単なる量の問題じゃないんじゃないですかね。ここがこう困ってるからという具体的話をされずに、数が減ってるからおかしいに違いないっていうふうにおっしゃるのは、ちょっと違うんじゃないかというふうに思っているわけでありまして。

それから、市民協働の公園づくり、公園管理については、幾つかの地域でワークショップ型の公園づくりをやっています。勉強しながら、ずっと何をしたいかというのをやっております。市の東部あたりで既に1件やりましたし、あるいは頭高山で今勉強中でありまして、もちろん、それから当然ですけども、公園の愛護委員会とか、あるいは、そうですね、グリーンパートナーとかさまざまな手法があります。これは、本当に意味のあることだと思いますし、また公園ではないんですけども、幾つかの学校などで、学校・園における校庭の活用の中で、あれはどこでしたっけ、岡南でしたっけね、子どもたちと一緒に地域の方々が頑張ってる姿も散見をされています。

それから、合併についての岡山市の立場を局長が答えられないということですけども、これは、局長が答えてるのが、今の岡山の立場だというふうに御理解いただければいいんですが、ただ難しいのは、法定協という場にいるんな議論がされている、そこに正式な形でさまざまな声を出すための委員の方々が参集して、法定協の議論が終結をして、法定協としての立場が決まって、今度はその法定協としての立場に対して議会にどうしますかということの中で、市民代表である議会の立場、つまり市の立場が決まっていく、こういう流れがあるっていうことも御認識を新たにお願い申し上げたいと思います。

それから、小さい自治、これは答えた趣旨は、恐らく岡山では今度の法律で言ったようなことは前からやっとなじやと。そんな、もうおくれた中央、ようやく小さい自治が必要だみたいなことを言い始めた法律と一緒にするなというのを答弁したんじゃないかと思えます。実際問題、岡山市における町内会活動の盛んさとか町内自治能力の高さっていうのは相当な程度に来ているわけでありまして、それはさらに言うと、この合併の中で新たに仲間になられたところだけじゃなくて、全市的にそういった小さい自治というものの活性化っていうのが必要だというぐらいの気合いで、恐らくおっしゃってたんだらうというふうに思いますし、私はそう思っているっていうことを御答弁として申し上げておきます。

P. 222

◎保健福祉局長（長島純男君） 合併の関係で、乳幼児医療費の補助率の関係で御質問が再度ありましたけども、御津町と灘崎町の合併に伴います乳幼児医療費の補助率については、現時点で明確ということではございませんけれども、当然今までの経過もございましたし、そういったことから考えて、恐らく岡山市と同様な形で引き下げられるのではないかなというふうに思っていますので、県の方に対して働きかけてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

P. 222

◎下水道局長（井上茂治君） 合併のうち、下水道関係の再質問についてお答えいたします。下水道の今後の計画につきましては、第2回の法定協議会で決定された、任意協議会で協議し結論を得た事務事業についてはその結論を尊重した上で事務事業の調整を行うと。この方針に従いまして、任意協議会で結論を得られましたこれまでの各市町の事業計画に基づき、計画的に事業を推進することといたしていただいております。そういう中で、新市建設計画に位置づけられれば、それに基づき事業を実施しますし、そうでなくても今後の事務事業を調整していく中で、その方針を踏まえながら再度詰めていくものというふうにと考えているところでございます。

以上でございます。

P. 222

◎教育長（玉光源爾君） 図書館の看板の設置についてボランティアでもというようなお考えがあるようではありますが、状況判断をする中で対処してまいりたい、このように思います。

それから、今の牛乳の問題なんですけれども、情報提供をしておらないと。私たちはしておるわけなんですけれども、実はこういう事情があります。1万3,000本余という大量の牛乳を手配するのに6日間かかっておるんです。それで、6月7日に一斉に入れさせていただいたということなんですけれども、異常がないという保健所の調査結果によりまして、私たちはその手配の方をやったわけでありまして。それまでは、情報はきちっと流しておるわけでありまして。

以上です。

〔16番下市香乃美君登壇〕

P. 223

◆16番（下市香乃美君） では、3回目の質問をいたします。

まず、市長、小規模の問題は数のことを今は質問しましたけれども、現実的には今までお約束があったことがおけていると、その理由は仕事が煩雑でできないのだというそういうお話があるわけなんです。市民の方からの要望で順番にやっていくのが、この数だったらどンドンどンドン後へ後へ回ってしまおうと、そういうことから質問をいたしました。

それと、教育長、それは1万3,000本も用意するのは大変なのはよくわかっております。私がお聞きしてるのは、きのう教育長がおっしゃった情報公開と説明責任、教育委員会としてのそのことを言ってるわけです。ですから、教育委員会は情報を学校に出してますよ。学校から次に保護者に伝えてくださいよって言っているというんですが、そうじゃなくて、私はやっぱり教育委員会がこの給食をしてるわけですから、その責任において保護者まで情報を提供していただきたいと、そういう質問をします。

ありがとうございます。（拍手）

P. 223

◎助役（井口義也君） 小規模の関係でございますけれども、これにつきましては、やはり小規模というのは住民に密着した工事であると、これは趣旨は十分考えております。それで、先ほど申し上げましたようなルール、手順というのもございますので、これにのっとりまして、そしてさっき言いました優先順位、そういうもの、あるいはその工事の発注の仕方、これを我々職員としまして、その重要性、きょう御指摘いただきましたので、そういうことも肝に銘じまして、これから市民の皆さんのニーズにこたえていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

P. 223

◎教育長（玉光源爾君） 今の情報についての公開と、それから説明責任ということですが、そのことはもう私もよくわかっております。保護者が不安に思われておる気持ちもよくわかります。私たちの方は今のようなことで、異常がないという結論に基づいてやりましたので、その都度連絡はさせていただいておるということでありませう。

以上です。